

■公開質問状の内容

質問事項

質問事項の回答は、4月8日(水)までに、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会事務局あて、メール (since1948-nda@kcn.jp) もしくは FAX(0744-29-0194)までお願いいたします。

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

私は三宅町議会議員をしてきたが、貴団体の石原理事が提出された「手話言語法」制定を求めた見解を、私が代表者となって2014年6月6日の三宅町議会に提案し採択しています。国レベルで手話言語法を制定するのは本来の筋道ですが、それをやるスタッフとしても奈良県における「手話言語条例」の制定は、十分に検討すべき課題だと思っております。

2. 奈良県の就職事情

奈良県内にある奈良県立ろう学校は在校生数が全国閉にもトップクラスといわれるほどよい評判をいただいています。しかし、卒業後は奈良県内の企業の求人が少なく、また大学等進学校も少ない状態で、やむを得ず他府県に転出してしまいうケースが年々増えてきています。

また、県内に就職している聴覚障害者やこれから県内に就職を考えている聴覚障害者も県内に求人が少なく、求人があっても「電話ができること」が条件で聴覚障害者は門前払いという企業も少なくありません。このような状況に対して、貴殿のご見解をお聞かせください。

事例にもありますが、一般的には「電話ができて」という条件とすることは差別的な差別になると思います。聴覚障害者が働ける仕事、働きたい職業を作り出していくことが社会の偉大な役割です。国が制定した「障害者差別解消法」は、合理的配慮について、民間企業は努力義務が定められています。国レベルでも障害者雇用については合理的配慮の確保は明確に「義務」と定められています。良い方向に進むように社会努力したいと思っております。

3. 手話通訳者の働く場の確保

厚生労働大臣公認の「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、厚生労働大臣公認である手話通訳士を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せつ

かく取得した資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が義務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

福祉を具体的に役上げないで、正確な見解は示すことができませんが、有能な人材を
活用できていないのは、もったいないと思います。

4. 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者という、高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料を支払っているのです。聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有していると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

その人特有のコミュニケーションの方法が支障しないように、英語もが通い合うようなものが作らねば。
福祉の現場でも、他の分野に先がけて、合理的な環境の確保を進めるべきでしょう。
同文ネットに即した具体的な検討と実践を進めようと思います。

5. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

3月18日、奈良県議会において「奈良県、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」
が成立しました。新しい一歩が踏み出されました。今年度以降、この条例を周知し、啓蒙し、
差別をなくしていくためのステップとして実質的に活用できるように、私も努めています。
なおこの条例の制定をきっかけに設立された障害のある者支援センターを中心とした実行委員会に、
委員として私も当初から関わっています。

最後にご氏名をお願いします。

奈良県議会議員選挙 磯城郡選挙区候補者

渡辺哲久